

今治市最低制限価格制度実施要領

平成 18 年 6 月 22 日制定

今治市要領

(目的)

第 1 条 この要領は、本市が発注する建設工事において今治市契約規則（平成 17 年今治市規則第 63 号）第 26 条の規定に基づき、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度（以下「最低制限価格制度」という。）の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第 2 条 最低制限価格制度の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が 5 千万円未満のものとする。ただし、総合評価落札方式により落札者を決定する場合及び市長が特に認めるときは、この限りでない。

(最低制限価格の設定)

第 3 条 今治市契約規則第 26 条第 2 項の規定に基づく最低制限価格は、次の各号のいずれかに掲げる額とする。

(1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に 10 分の 9.7、共通仮設費の額に 10 分の 9、現場管理費の額に 10 分の 9 及び一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額の合算額を工事価格（消費税及び地方消費税を除く。）で除して得た割合を予定価格に乗じて得た額。ただし、その額が予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額

(2) 前号の規定にかかわらず、特別なものについては、契約の性質又は内容に応じ 10 分の 7.5 以上で市長の定める割合を予定価格に乗じて得た額

2 市長は、前項の規定により最低制限価格を定めたときは、予定価格書に併記するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、変動型の最低制限価格（以下「変動型最低制限価格」という。）を設定することができる。

(変動型最低制限価格の設定)

第 4 条 変動型最低制限価格は、最低制限基準価格（以下「基準価格」という。）に変動係数に乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(基準価格の設定)

第 5 条 基準価格は、次の各号のいずれかに掲げる額とする。

(1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7、共通仮設費の額に10分の9、現場管理費の額に10分の9及び一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額の合算額を工事価格(消費税及び地方消費税を除く。)で除して得た割合を予定価格に乗じて得た額。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額

(2) 前号の規定にかかわらず、特別なものについては、契約の性質又は内容に応じ10分の7.5以上で市長の定める割合を予定価格に乗じて得た額

2 前項の規定により基準価格を設けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、当該基準価格を予定価格書に併記するものとする。

(変動係数の決定)

第6条 変動係数は、電子計算機により1.00001から1.00100の範囲内で無作為に抽出される係数とする。

2 変動係数の決定は、入札執行日毎に、一番早い開札時間までに入札室で行う。また、決定した変動係数は、当該執行日の全ての対象工事に用いるものとする。

3 決定した変動係数は、市長が別に定めるところにより公表する。

(入札参加者への周知)

第7条 市長は、対象工事の入札を執行するときは、入札者に対し適宜の方法により本要領の適用があることを周知するものとする。

(落札者の決定)

第8条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われたときは、当該入札を行った者に失格を宣言し、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者と決定する。

(雑則)

第9条 この要領に定めのないものについては、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成21年12月22日今治市要領)

この要領は、平成22年1月1日から施行し、同日以後の公告、通知又は依頼にかかるものについて適用する。

附 則(平成22年6月22日今治市要領)

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成23年2月1日今治市要領)

この要領は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 15 日今治市要領）

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 13 日今治市要領）

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 24 日今治市要領）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 5 日今治市要領）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 27 日今治市要領）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 10 月 18 日今治市要領）

この要領は、令和 3 年 10 月 18 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日今治市要領）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 18 日今治市要領）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。